平成29年6月7日 第11回教育委員会定例会 生涯学習推進センター

立川市指定有形文化財「阿豆佐味天神社本殿附棟札」(昭和45年11月指定)本殿修理工事に係る補助事業について

阿豆佐味天神社が平成 29~31 年度にかけて実施する社殿等の改修工事の一部で、経年劣化で腐朽破損した市指定有形文化財建造物(神社本殿)を適正に保存継承することを目的とする修理等工事にかかる費用について、市文化財保護条例等の規定に基づく補助金交付事業を計画しています。

神社より本年 3 月までに文化財修理にかかる文化財調査による修理の設計及び工事費見積等が提示され、さらに、4 月に提出された事業計画書に基づく 29 年度当初予算に見込んでいなかった事業費用を補正予算で要求します。

指定文化財本殿で施工する修理内容

- ①木部工事 (腐朽破損欠損した木部材の部分修理)
- ②塗装工事(剥落した彩色塗装)
- ③雑工事・その他(建具、金物修復、基礎土台修理、工事仮設、工事監理)

本神社は、砂川村の新田開発に伴い寛永6年(1629)に瑞穂町から勧請されたものである。市指定文化財である神社本殿は、宝永5年(1708)を記銘する棟札と、寛保元年(1741)の祝詞等が残され、本殿に装飾された彫刻や絵様の形態などから、寛保年間までに建立または大修造された建造物であることが、既往の文化財調査でわかっています。

なお、本建造物は立川市内に残る最古の木造建造物であり、神社の成り立ちや発展は砂川地域に住み続ける人々の歴史を物語る重要な文化財として、市指定有形文化財に指定されています。

昭和 45 年に文化財指定以降、本殿修理等に関する直近の履歴は、昭和 55 年 (1980) 現所に移設し、 屋内保存するための鞘宮 (覆屋) の設置が文化財現状変更の記録として残っています。本殿自体に修 理等補修工事の記録は無く、文化財指定以前では、昭和 10 年 (1935)・文化 11 年 (1814)・寛保元年 (1741) の記録があります。鞘宮 (覆屋) への移設の際に一部補修を手がけたとしても 36 年以上経過 し、木造建造物の修繕周期 (条例 16 条の補助事業に伴う文化財耐用年数 10 年を超える) としては修 理時期であると解しています。

また、補助金交付の申請実績としては、平成 7 年防火設備補助(火災報知器・防犯カメラの設置) 事業で 2,575 千円 (50%) を支出しています。

(補助金交付の根拠) 立川市文化財保護条例第 11 条及び立川市文化財保護事業費補助金交付要綱に定める市指定文化財修理に関する補助金交付制度による。

※ 市指定文化財の現状変更許可申請手続き 立川市文化財保護審議会での審議により、指定文化財の修理工事について、平成28年11月7日 付で許可書を交付。

○事業計画工程

平成29年度から平成31年度

- ・平成29年度 工事準備 29年10月~30年3月 木部等工事 30年3月
- ·平成 30 年度 塗装工事 30 年 8 月~31 年 3 月
- ・平成31年度 塗装工事 31年4月~6月 金物等工事 31年6月~7月

○補助対象事業費見積額及び年度毎対象事業費見積額

事業年度	補助対象事業費見積額(円)	補助金額(50%)(円)
29 年度	4, 029, 480	2, 014, 740
30 年度(予定)	12, 150, 000	6, 075, 000
31 年度(予定)	9, 896, 440	4, 948, 220
合計	26, 075, 920	13, 037, 960

- *文化財調査により修理修復する工事内容(設計)を決定し、かかる工事金額を積算。
- *文化財保存を目的とする工事事業のため、文化財建造物修理の技術監理者の設計指示のもと、技能 を有した専門業者(職人・工房)への工事発注を踏まえた設計金額である。
- *修理途中で、文化財保存に影響を及ぼす大幅な設計変更がある場合は、事業費の変更もある。









①本殿全景(正面)

②本殿全景(左面) ③軒回り欠損

④縁束腐朽



⑤向拝牡丹彫刻彩色剥落 ⑥支輪板花菱彩色剥落





⑦縁東弁柄剥落



⑧桟唐戸金物破損